

## 「秋田県労働福祉協議会」からの要請・回答

要 請 事 項	回 答
<p>1. 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労福協および構成団体である労福事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、秋田県勤労者住宅生活協同組合、財団法人秋田県労働会館）に対して引き続き支援・協力していただくとともに、事業や制度内容を周知・宣伝していただきたい。</p> <p>2. 安心と信頼の社会保障制度の確立に向けて、年金、医療、介護、福祉の一体的見直し、抜本改革を早急に実現するよう政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p> <p>3. 財形制度を以下のように改善するよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p> <p>1) 財形年金および財形住宅貯蓄の非課税限度額を、現行の550万円から1,000万円に引き上げること。併せて、非課税限度額を超えた金額のみ課税となる積立を認めること。</p> <p>2) 非課税財形貯蓄については、解雇等によりやむを得ず中途払い出しを行う場合について、遡及課税は行わないこと。</p> <p>3) 雇用の流動化、雇用形態の多様化など、時代の変化に対応した財形制度にするため、財形契約者であった者が転職した場合、転職先に財形制度がない場合であっても、特例自己積立制度の改善をはかることによって財形貯蓄の積立が継続できる制度にすること。</p>	<p>1. 労福事業団体については、それぞれの団体が健全に事業展開がはかられるよう、引き続き所管部局において指導助言をしてまいります。</p> <p>2. 社会保障全般の見直しについては、平成16年7月に政府に労使代表や関係閣僚等で構成される「社会保障の在り方に関する懇談会」が設置され、社会保障給付とその財源となる税や保険料負担の水準などが議論されております。 県民が将来にわたり地域で安心して暮らしていくためには、年金、医療、介護、福祉などの社会保障制度の安定的な運営が不可欠なものであることから、必要に応じて、国に対し全国知事会等を通じて働きかけてまいります。</p> <p>3. 財形制度の改善については、租税特別措置法、勤労者財産形成促進法等の関係法令の改正が必要ですが、平成15年4月、衆議院及び参議院における「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の中で「勤労者の住宅費、教育費等の負担の軽減に資するための勤労者財産形成促進制度の見直し」について、「政府が適切な措置を講ずるよう努めるべきである」とされており、その動向を注視してまいります。</p>

「秋田県労働福祉協議会」からの要請・回答

要 請 事 項	回 答
<p>4) 財形年金貯蓄契約時の年齢制限および据置期間の制限を撤廃すること。</p> <p>5) 財形教育融資の拡充、財形活用助成金制度の改善をはかること。</p> <p>4. 労働者共済事業の強化をはかり、加入者の生活向上に資するため、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p> <p>1) 生命共済、年金共済、火災共済などの共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引上げること。</p> <p>2) 損害保険料控除とは別枠で、自然災害共済の共済掛金にかかる所得控除制度を創設すること。</p> <p>5. 地震等の自然災害により被害を受けた住宅の再建を促進するため「被災者再建支援法」の支給対象を拡大するなど、住宅本体の再建を支援する制度を早急に実現すること、併せて、地震による被害を軽減するため、住宅耐震化の施策を拡充するよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p>	<p>4. 各種共済掛金控除制度については、所得控除等他制度との整合性など、税制全体の中で議論されるべきものと認識しており、税制調査会など国の今後の動向を注視してまいります。</p> <p>5. 住宅本体の再建を支援する制度の実現は、その財政規模からも国家的な課題であると考えております。          全国知事会においても「平成16年度大規模災害に係る緊急提言」（平成16年11月11日）の中で「住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど制度の拡充を図るための法律改正を早期に行う」ことを、国に対し要望しております。          さらに、今年度、北海道東北地方知事会の「大規模災害に対する総合的復旧・復興支援制度の確立に関するアピール」（平成17年11月15日）の中で「生活再建に不可欠な住宅本体の建替え・修理などの被災者のニーズに対応し、それぞれの被災地の実情に即した支援」が、地方公共団体の裁量で柔軟に実施できるよう、国に強く要望しております。          なお、住宅の耐震化に関し「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、平成17年11月7日に公布され、計画的な耐震化の推進を図るために、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成することとなりました。          また、平成18年度において、住宅・建築物耐震改修に係る国費の大幅な増額や耐震改修費補助の地域要件の見直しにより、その補助対象地域も大きな拡充が予定されています。</p>

## 「秋田県労働福祉協議会」からの要請・回答

要 請 事 項	回 答
<p>6. 住宅ローン減税制度の延長および拡充をはかるよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p> <p>1) 控除期間を現行10年から15年にすること。 控除率を現行の1%から1.5%に拡充すること。</p> <p>2) 増改築等に関わるローン控除制度の借入期間を3年以上と大幅に緩和すること。</p> <p>7. 財団法人秋田県労働会館の借地料が、平成6年度以降毎年値上げされ、会館の運営に困難をきたしています。加えて、公益事業、労働者福祉向上の実践を求められています。</p> <p>特に近年は、経済状況の変化に伴い厳しい環境にあります。</p> <p>平成17年度は運営経費削減のため、人件費の大額な見直しをいたしました。</p> <p>このような実情をご理解いただき、平成18年度からの土地賃借料の大幅な値下げを要請いたします。賃借料の納入についても12ヶ月分割で納入できるようお願いいたします。</p> <p>8. 賃金など基本的な労働条件をはじめ、福祉施策の面でも大企業と中小企業で働く労働者の格差は年々広がってきています。中小企業労働者・パートタイム労働者の生活基盤の安定は重要な課題であり、「中小企業労働者福祉サービスセンター」の役割は重大です。</p> <p>「中小企業労働者福祉サービスセンター」の設置運営について、自立をはかるため地域化を推進していただきたい。中退金、財形、福利共済、各種融資制度などに係わるサービスの提供を目指して取組んでいただきたい。</p>	<p>6. 住宅ローン減税の控除については、今年度より段階的に縮小されることが決定されており、制度の拡充については困難なものと考えます。</p> <p>7. 貴財団が設立目的に沿った公益事業を充実されることは、労働者の福祉が向上することであり、県としても今後も大いに期待するものであります。</p> <p>県有地の貸付料については、公有財産台帳価格の5%と規定されておりますが、貴財団への貸付に際しては、公益性の観点から50%の減額を実施し、またかつての地価高騰に伴う貸付料の急激な上昇に配慮し、激変緩和措置を講じてきたところです。</p> <p>さらなる貸付料の減額の要請については、貴財団の事業内容と県の施策との関わりを考慮し、検討してまいります。</p> <p>公有財産の貸付料については、年度当初に全額を徴収するものとされております。</p> <p>なお、地方自治法施行令第171条の6の規定により、納入期限の延長の特約が可能な場合がありますが、この場合には延滞金が発生することとなる旨、申し添えます。</p> <p>8. 県では、大企業と中小企業で働く労働者の労働福祉格差の是正を図り、福祉の向上を目指す観点から、平成12年4月の秋田市労働者福祉サービスセンターの設立後も、労働者互助（共済）会が運営されている大館市・横手市を始め、各市町村にセンター設立の働きかけを行っております。</p> <p>一方、その設立には共同化によるスケールメリットを活かすため、概ね人口10万人以上の市または複数市町村による広域的な設置が要件とされています。</p> <p>広域センターの設立に当たっては、市町村間での合意形成やその財政負担が課題となりますが、併せて、設立後の健全運営に必要な会員数の確保や自立化に向けて地域の実情に即した十分な検討が必要です。</p> <p>現在のところ、新たな設立の動きはありませんが、広域センターの設立には地元の理解が最も重要であり、引き続き、制度の周知に努めてまいります。</p> <p>なお、各種のサービスがセンターを中心にワンストップで提供されることは、会員の利用満足度を高め、また制度の趣旨にも叶うものと考えますので、秋田市に対し、助言してまいります。</p>

**「秋田県労働福祉協議会」からの要請・回答**

要　請　事　項	回　答
<p>9. 公的介護保険サービスの担い手であるN P Oやボランティア団体の市民・住民互助団体に対する支援・育成を強化していただきたい。</p>	<p>9. 高齢者が、介護を必要な状態になっても、出来る限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が維持できるよう、県ではN P Oなど、介護保険事業所で介護サービスに従事する者を対象に研修会を開催し、資質の向上を図るとともに、地域で活動するボランティアや家族の介護に当たっている県民などを対象に研修会を開催するなど、介護技術の実習や普及に努めています。</p> <p>また、改正介護保険法に伴い、平成18年度から介護を必要とする状態にならないようにするための介護予防事業が創設され、各市町村では高齢者を支援する活動を行う地域活動組織やボランティア等の育成や支援に積極的に取り組むこととされています。</p>
<p>10. 勤労者の仕事と育児・介護の両立を支援する施策を促進していただきたい。</p>	<p>10. 県では子育てしやすい労働環境の整備のため、企業・県民に対し、普及啓発から企業の経営改善に至るまでさまざまな事業を実施しています。</p> <p>具体的には、労働者等を対象とした「仕事と家庭の両立支援セミナー」の開催や「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」のリーフレット配布による普及啓発をはじめ、男性の育児休業の取得促進のため、「お父さんも育休促進事業」を実施しています。</p> <p>平成17年度には「次世代育成支援対策推進法」が全面施行になり、国、地方公共団体、事業主が一体となって、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成されるべき環境づくりに取り組むことになりました。</p> <p>県では新たに企業の両立支援の取組を促すため、「あなたの会社流子育てサポート推進事業」の実施や、県内3カ所に「子育て促進専門員」を配置するなど、企業への相談・支援体制を強化しています。さらに女性の能力活用や仕事と家庭の両立に取り組む企業と知事とが協定を結ぶことにより、男女が働きやすい職場づくりの促進にも取り組んでいます。</p>

**「秋田県労働福祉協議会」からの要請・回答**

要 請 事 項	回 答
11. 秋田県内のメーデーに対して「80万円」の補助金をお願いしたい。	<p>11. メーデーに対しては、県内労働者の労働条件の向上に対する取組を支援する意味合いから、これまで毎年、補助金を交付してきております。しかし、県財政の逼迫から補助額はここ数年、減少せざるを得ない状況に加え、コストの縮減を図るための事業の見直しも行われており、「80万円」額の確保は困難な状況です。</p> <p>当面は、メーデーに対する補助金は確保したいと考えておりますのでご理解をお願いします。</p>
12. 秋田労福協が毎年秋に主催する「チャリティーゴルフ大会」が、今年で18回を数えました。この大会は災害遭児援助と銘打ち、プログラムへの協賛広告などを元に、災害遭児愛護会をはじめとする福祉団体に、今年は総額130万円を寄贈します。県からもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員へ参加の呼びかけをしていただきたい。	<p>12. 貴団体が「チャリティーゴルフ大会」など社会貢献活動を実施していることについては、深く敬意を表する次第です。今後ともこれらの事業が充実されることを期待するものであり、県としても県職員の事業への参加等について呼びかけてまいります。</p>

